

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年1月9日付鳥取県告示第10号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

合資会社若桜銀行	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の22
山根 寿藏	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の14
森岡 一與	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の11
川戸 菊藏	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の 1
奈羅尾喜代	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の 8
〃	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の 9
前住長太郎	八頭郡若桜町大字眷米字鳴谷643の18
森岡権四郎	〃
森岡権太郎	〃
森岡善三郎	〃
山下 安藏	〃
山根源太郎	〃

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山下藤十郎	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
山根 奥平	〃
山根喜次郎	〃
山根 吉蔵	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の19
山根源太郎	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
山根市五郎	〃
山根重太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 4
〃	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
山根政次郎	八頭郡若桜町大字眷米字上ノ坂503の 1
〃	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
山根藤四郎	〃
山根 萬蔵	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の19
森岡覚三郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 4
森岡権太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 4
〃	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の19
〃	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
森岡作次郎	〃
森岡重太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 4
森岡善三郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 4
森岡長太郎	八頭郡若桜町大字眷米字上ノ坂503の 1
森岡徳次郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 4
川戸 吉蔵	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 4
〃	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
前住松太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 4
前住千太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の 3

〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
前住長太郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
前住 鶴蔵	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
〃	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
奈羅尾市蔵	八頭郡若桜町大字眷米字上ノ坂503の1
奈羅尾福蔵	八頭郡若桜町大字眷米字上ノ坂503の1
奈羅尾勇蔵	八頭郡若桜町大字眷米字大平ル68の14
奈羅尾傳四郎	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の3
〃	八頭郡若桜町大字眷米字アカン谷583の4
〃	八頭郡若桜町大字眷米字上ノ坂503の1
木島 可恵	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の19
木島岩太郎	八頭郡若桜町大字眷米字堂ノムコフ638の19

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に
 備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課